

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

欠席届が出ております。選挙管理委員会事務局長、親族法事のため欠席です。

前回ご案内しましたとおり、本日から委員、理事者の皆様には、タブレット、全庁LAN用のパソコンにより、資料をご確認いただきたいと思います。なお、紙資料が必要な方は、各自で準備をお願いいたします。

本日、議案審査を予定しております。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申入れをして、区長にご出席を頂いております。

それでは、本日の日程をご確認ください。議案審査7件、政策経営部の報告が2件です。この日程どおり進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第27号、千代田区「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料1をご覧ください。改正の理由と概要を、併せてご説明申し上げます。

地方自治法は、予算の執行状況などを年2回以上、住民に公表することを求めておりまして、併せて条例でその公表方法などを定めることも求めております。そのため、本区では昭和39年以降、本件条例に基づいて公表してきておりましたが、この間の社会状況の変化を踏まえまして、概要に記載のとおり、公表の時期や方法などを改めたいと考えております。

施行期日は公布の日で、改正内容の詳細は新旧対照表のとおりとなります。

次のページが、新旧対照表になっております。

ご説明は以上となります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑のある方。

○大坂委員 これは法律にのっとりた形で公表しなきゃいけないよというところで、いろいろと変更があるということなんですけども。まず、5月1日、11月1日から、6月と12月に改めなければいけなかった事情というのは、何かありますでしょうか。

○中根財政課長 今般この条例改正に当たりまして、その門前掲示場でお知らせするというのが条例で定まっておりますが、それを広報紙とインターネットに改めるという、現代において効果的な公表手法に改めると考えております。で、そのときに、今、既に広報紙において、門前掲示場の――で、お知らせするのを補完する形で、既に6月号、6月5日号と12月5日号で、既にこの情報については掲載して、区民にお知らせしておりますので、今般、この広報紙とインターネットでというのを条例で定めるとしたときに、これまで載っている時期と変わらない形で公表したいというふうに考えております。

○大坂委員 では、取り立てて何か資料をまとめなきゃいけないとか、決算とか、予算の時期がずれてきたからということではなく、今までの流れの中で、公表する形が変わった

から、こういう形になるということで了解いたしました。

で、これ、具体的に、どんな項目を公表しなければならないのかとかというところの決まりというのは、何かあるんでしょうか。

○中根財政課長 地方自治法の243条の3で規定されております。年2回以上、歳入歳出予算の執行状況、財産、地方債——あ、執行状況です、と、財産の状況、地方債の状況と、一時借入金の現在高を公表しなければならないというふうに、地方自治法で定められております。

○大坂委員 では、そこのところについては、特に変更はないということによろしいでしょうか。で、要は、門前掲示板というのが、今までの広報の仕方として古くから、これが一番、広く人に告知できるだろうというところから、様々な事情が変わってきたというところが根底にあると思うんですけれども、そもそも何のために、こういう形でやっていくのかというところを考えたときに、しっかりと、インターネット上に告知するのは、もう今の流れとしては当然なんですけれども、ホームページの奥底の分かりづらいところにあっても意味がないというところはありますんで、そこのところの周知の仕方というか、公表の仕方というところも、しっかりと整理をしていただかなければいけないということと、あともう一点、これ、いつまで、例えば今年公表、5月に公表するべきものというのが何年間あるのか、それとも、もうこれから半永久的にそれがデータとしてホームページ上に存在し続けるのか、その辺の整理というのはどうなっているんでしょうか。

○中根財政課長 基本的には、広報紙に載せる内容を同じ広報紙の形を通じて、で、インターネット上にも公表すると考えておりますので、基本的には、広報課における広報紙の掲載の時期を——住民の方にお知らせしていくということで、基本的には数年間はそれが載っている形になろうかと思えます。

○大坂委員 じゃあ、特に決まりはないということなんだと思うんですけど。

ちょっと、一つ気になるのが、広報紙の形でということは、要は広報千代田に載ったものが公表されているのが、この公表に値するという考え方だと思うんですけれども、その部分を直接アクセスできるような形にはしないという考え方なんでしょうか。

○中根財政課長 今のところ、広報紙の形で思っておりますけれども、この趣旨を考えたときに、その段——5月と6月——あ、すみません、6月と12月のときには、広報課と相談して、ホームページのトップページで、そういう形に載せましたという形で載せるということも、今後、条例改正をご議決いただいた暁には、考えたいと思えます。

○大坂委員 分かりやすい形で、今後、運用については検討していただければいいのかなと思います。もちろん、予算、決算の段階で、予算書だったりとか、決算の概要だったりとかで、具体的な数字とか分析は載ってくるわけなんで、様々な形でアクセスはできるとは思うんですけれども、利便性ですとか、趣旨に鑑みて運用していただければなと思いますんで、よろしく願いいたします。

○中根財政課長 ご意見を頂きました内容を踏まえて、公表の段階には、そのような大坂委員のご意見、法令の趣旨を鑑みて、できる対応について改めて考えてまいりたいと思えます。

○小林委員長 ほかに質疑はございますか。

○永田委員 裏面の新旧対照表の第3条「財政事情」から、今回、財政——失礼しました、

「財政状況」の言い方によって、その中の公表事項の中に、以前は（3）の「公営事業の経理の概況」というのがありますが、新しい変更後には「公営事業の経理の概況」がなくなっていますが、これはこういった事情からなんですか。

○中根財政課長 ここにあります、すみません、公営事業の概況でございますので、公営事業ですと、例えば水道事業とか、そのような形の、その、何でしょう、公営企業法が適用される事業を実施している場合は、これを掲載しなければならないんですが、千代田区においては、そういう公営事業の、公営事業自体をやっておりませんので、もしやることが生じた場合には、ここの部分は改めて改正して、載せるという形を考えております。

あ、委員長、すみません。

○小林委員長 財政課長。

○中根財政課長 あと、もう一点。「財政事情」から「財政状況」に変えた理由につきましては、地方自治法のこの根拠条文のところの表題というんでしょうか、が、「財政状況の公表等」という形で規定されておりますので、今般の改正の段階では、地方自治法の法令の用語を使っていこうというふうに考えた次第です。

○永田委員 はい。いいです。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○永田委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○小野委員 先ほどホームページ、それから広報紙というところで、今後公開をされるということで、今までやってきたことではあると思うんですけども、という答弁もありましたけど。今、ホームページ上にある財務諸表というのがあると思います。過去5年間、全部載せてありますけれども、こちらとの兼ね合いというのは、何か変わる点がありますでしょうか。

○中根財政課長 特段、財務諸表との兼ね合いで変わるって、それは財務諸表が変わることですかね。広報内容が、（発言する者あり）あ、特段変わることはございません。

○小野委員 はい。分かりました。ありがとうございます。広報紙に載っているものって、いつもとても見やすくまとまっていますので、あちらをご覧ください方、それから、さらに細やかに見る方もいらっしゃいますので、両方に対応されることが求められると思いますので、ぜひ、分かりやすい広報というところを引き続きお願いいたします。

○中根財政課長 まず財政課で原稿を作る際にも、区民の方に財政用語で説明するような形じゃなくて、一般になじみのある言葉でとかということ意識しつつ原稿作成をしておりますので、その点は広報課ともこの作成に当たって、十分留意してまいりたいというふうに思います。

○小林委員長 はい。

ほかに、質疑はございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第27号、千代田区「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員でございます。よって、議案第27号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第27号の審査を終了いたします。

次に、議案第28号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料2をご覧ください。手数料条例の一部改正でございます。

今般の手数料条例の改正につきましては、その背景が3点ございます。ここにありますとおり、建築基準法関係、盛土規制法関係、そして都市計画法関係の三つでございます。

まず、建築基準法関係は、今般の脱炭素社会の実現に向けて、これまでその法令、脱炭素社会に向けて省エネ化を図る大規模改修を行おうとした場合に、建築基準法の規定で、できない事例が生じておりました。そのため、その部分について特例を設けて規定をなくす形で、省エネ改修が行えるようにする建築基準法の改正が行われております。そのため、新たなその特例に関する手数料を、特例を認める手数料を定めることがあるのが1点。

そして、盛土規制法関係につきましては、令和3年の熱海市での大規模災害を受けまして、盛土規制法自体が根本的な改正が行われました。そのため東京都全体が規制区域に7月31日から成る予定でして、やはりそれに関係する許可事務等、あるいは手数料——あ、ごめんなさい、変更許可申請や適合証明交付など、新たに手数料を定める必要が生じております。

そして都市計画法関係は、その盛土規制関係が都市計画法の開発事業についても、規定をみなして適用されることから、同じように手数料の改定や新設する手数料をする必要がございます。

その具体的な内容は、2番のところの改正の概要で、関係する法令ごとに新設するのか、あるいは額の改定をされるのかという内容についてお示しいたしております。

施行期日につきましては、今月の31日から施行いたしますが、一部の規定については公布の日から施行いたします。

新旧対照表がその後についてございますが、20ページほどある資料となっておりますので、ご覧いただければと思います。

ご説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。それでは、質疑を受けます。

○米田委員 規制が変わるということで承知しました。千代田区の場合、こういったことが適合されるかというのを簡単に、説明いただけますか。（発言する者あり）かいつまんでいいです。

○中根財政課長 まず建築基準法関係では、あ、えーと、ほかの委員会の資料をお示し…

○小林委員長 休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○小林委員長 それでは、委員会、再開します。

答弁をお願いします。

財政課長。

○中根財政課長 すみません。盛土規制法の関係で申し上げますと、今般の改正では、土地の状況に応じまして、高さが2メートル以上盛り上げたり、あるいは500平米以上切り下げたりといった形で、熱海での事例ほどまではいかなくても、きちんと対策を取らないでやったときに、土砂が流れ出たりすることを防止するために、一定程度の高さや面積のところについては、普通の都市の開発の中でもきちんと対策を取ってやる、やりなさいという形になりますので、それについて許可とか届出が必要になってまいります。それは、特別区や東京都全体でも同じ形で、千代田区でも開発に絡んでそのような事例はある、数例はあるのかなというふうに考えております。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 千代田区の場合は、あんまり、そんな、ないんでしょうけど、例えば再開発とか建て替えとかで、高さをこれまで以上にやる場合に、例えば盛土、その重量分、やらないといけない。そういうときに対応されるということではよろしいですか。

○中根財政課長 委員のご質問のとおりで、千代田区ですと、それほど千代田区、平たんではありますけれども、一部の地域においては、やはり段差とか、高低差があるところがありますので、そうすると建物を建てるのにグラウンドレベルを合わせる必要が生じたときには、一定程度、土を盛ったり、掘り下げたりということは、開発の中で想定される状況でございます。

○米田委員 ありがとうございます。ということは、やはり施行の日を目前にして、大体の事業者は当然理解されていると思うんですけど、この辺、しっかり周知しておかないと、いろんな問題が起きますんで、この辺の周知を徹底していただきたいと思いますが、いかがですか。

○中根財政課長 米田委員おっしゃるとおりで、特に今回の場合は、事業者がほとんど関係してくると思いますので、事業者に対しまして国、あるいは東京都、もう既に、もちろん法令改正ですので、ホームページ等で周知したり、あと事業者への東京都の説明会をやったりしているということで、事業者に対してきちんと法令が、こういう法令が適用されるということは説明を、今後も、既に取り組んでおりますけれども、また今後も進めてまいりたいと思います。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○大坂委員 1点だけ。この盛土に関して、特に千代田区にそんなにたくさんあるわけではないということなんですけど、金額的に面積によってかなり大きな金額の手数料が発生すると。これは審査にかかる費用だったりとかということになると思うんですけども、実際、その審査、許可が下りた後に施工されて、その施工が申請どおりしっかりと行われているかどうかという確認を行わないと、何かあったときというのが出てくると思うんです

けど。その確認までしっかりと対応されるということによろしいでしょうか。

○中根財政課長 大坂委員おっしゃるとおりで、結構な金額ですので、もしかすると金額を抑えるために、虚偽というか、若干ちっちゃくとかということは全くないとは言えないかと思っております。そのために、今般のときにおきましては、法令改正での中間検査で、現地での中間検査も定められておりますので、そういう機会を通じて適正に申請の内容が正しいかどうか、そういう形で法令の、法の実効性が担保されているかというのは、そういう形で確認をしていきたいというふうに思っております。

○小林委員長 今、すみません、中間検査と言いましたけど、最終検査はしないんですか。

○中根財政課長 もちろん、中間検査もありますので、最終検査も必ず実施いたします。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、討論はいかがしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第28号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第28号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第28号の審査を終了いたします。

次に、議案第32号、南堀留橋塗装塗替等工事請負契約についての審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○武笠契約課長 それでは、南堀留橋塗装塗替等工事請負契約について、政策経営部資料3に基づきご説明いたします。

工事場所は、九段北一丁目6番先から西神田三丁目3番地先——あ、失礼いたしました、西神田三丁目3番先。俎板橋の1本北側、上流側にかかる橋でございます。

工事概要ですが、PCB除去を目的とした塗装塗替を中心に、部材の補修や橋梁灯のLED化などを行います。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで。6月から10月の出水期には工事ができないため、期間が長くなっております。

契約方法は、制限を付した一般競争入札。入札参加資格要件は、裏面に記載してございます。恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

2者構成の建設共同企業体、いわゆる2者JVでございます。それか、または単体事業者のどちらか。業種は、「橋りょう塗装」で募集をいたしました。

2者JVの場合は、第一順位の構成員の本店又は支店等が区内又は近隣区にあること。第二順位の構成員の本店又は支店等が区内支店にあること——あ、失礼しました、区内にあること。単体の場合は、本店又は支店等が区内にあることなどを要件としております。

入札の結果、3億8,490万1,000円で、落札者となった中部塗装株式会社を契約の相手方として予定しております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方。挙手をお願いします。

○大坂委員 工事について、まず、ちょっと簡単にお伺いするんですけども。日本橋川に架かっている橋の工事が、着々と今進んでいるというふうに見えてはいるんですけども、何本か飛ばしているようなイメージがありまして、で、今、新川橋をやっていたりとか、雉子橋をやっていたりとかということはあるんですけど。堀留橋が飛んでいるというような状況だと思うんですけど、こういった計画的な部分というのは、どういうふうになっているんでしょうか。

○武笠契約課長 こちらは、所管課のほうで橋の長寿命化計画などを作成しておりまして、それに基づきまして工事の順番を決めていると聞いてございます。

○大坂委員 じゃあ、特に現在、これからどういうふうになっていくのかということについて、契約課のほうでは、特に承知はしていないということではよろしいですか。

○武笠契約課長 契約課のほうはその順番に何らか関わっているということではございません。

○大坂委員 分かりました。

それでは、今回、1者、最低制限価格未満で失格になってしまったというところがあるんですけども、制度上これは致し方ない部分はあるのかとも思うんですが、一定程度、やはり、攻めた形で入札をしていただいた事業者さんに対して、どういうふうな対応をしていくのかということも、多少考えなければいけない時期が来ているのかなというふうに感じてはいるんですが、その点も踏まえて、今回、結果的に1者失格で1者入札になってしまったというところについて、見解をお聞かせください。

○武笠契約課長 ご指摘いただきました点、なかなか難しいところと認識してございます。最低制限価格は、ダンピング防止のために定めているものでございまして、千代田区の場合は、契約事務規則において、予定価格の75%から90%の間で定めることとしてございます。

これまでの橋の工事の落札の実績などから、最低制限価格を定めているところでございますけれども、その定め方については、毎回毎回、私どもも苦慮し、なるべく多くの事業者に参加していただけるように考えているところではございますが、今回も、結果として1者失格となり、1者入札という形になってしまいました。今後も、適正な最低制限価格の設定も含め、いろいろ情報収集や研究をしながら、検討を重ねていきたいと考えております。

○大坂委員 確かにダンピングにならないようにしなければいけないところも重要なことだとは思いますが、それが本当にダンピングになっているのかどうなのか。本当に適正に見積りをした結果、この金額になっているのか。そこが正直、分からないところではあるとは思いますが、そういったところを今後、今の制度のままでいいのか、様々な観点から改善していくべきなのかということに来ているとは思いますが、そういった視点も持ってしっかりと検討していただければなと思っておりますので、その点、よろし

くお願いいたします。

○武笠契約課長 ご指摘いただきました視点も持ちまして、検討していきたいと考えてございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

○のざわ委員 この入札参加資格要件で、（１）の②のところで、元請で完成させた橋りょう塗装工事の実績って、これは千代田区での実績なんですか、それとも、どこでもいいから実績があるということなんですか。

○武笠契約課長 この場合は、どこでも、全国どこでもの実績ということで求めてございます。

○のざわ委員 あと、この（１）の③の出資割合５０％を下らないというのと、その下の第２順位の構成員のところも、②の出資割合３０％を下らないという、これはどういう意味なんでしょうか。

○小林委員長 意味というか、何の基準で決めたのかということ。意味はないよね、意味は。決めたというだけなんで。

○のざわ委員 出資割合は……

○小林委員長 だから、決め事があると思うんで、お答えいただけますか。

契約課長。

○武笠契約課長 JVを組む場合に、第一順位が５０％以上であること、第二順位が３０％下回らないということ、区のほうの入札の参加資格、JVの構成をするときの要件で定めて、そのようにしております。

○のざわ委員 そうすると、第一順位構成員の方は、JVを組んだ場合に、出資割合は５０％を下らないということは、５０％超の人が第一順位になるJVという意味ですか、これは。

○小林委員長 そういう意味ですね、日本語的には。はい。そうですね。（発言する者あり）はい。そのとおりでございます。

○のざわ委員 すみません。ありがとうございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。

ちょっと一つ確認したいのは、こういう契約なんであれなんですけど、この塗装、千代田区に塗装協力会みたいなのはあるんですか。

○武笠契約課長 塗装の協力会のようなものがあるということは、聞いたことはございません。

○小林委員長 はい。そうすると、もう一つは千代田区と、この中部塗装さんとかが、協定か何かを組んでいるということもないんですよね。

○武笠契約課長 委員長、契約課長。

○小林委員長 契約課長。防災の。はい。（発言する者あり）

行政管理担当部長。

○中田行政管理担当部長 防災で協定を結ぶということは、例えば土木ですとか樹木の伐



採ですとか、防災上必要だから組むということになろうかと思えます。塗装と防災というのは、なかなか、どうかというところもありますので、防災に関しては、こちらと何か協定を結んでいるというところはありません。

○小林委員長 確認でした。はい。

それでは、ほかにございませんですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑は終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第32号、南堀留橋塗装塗替等工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員でございます。よって、議案第32号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第32号の審査を終了いたします。

次に、議案第33号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入についてと、議案第34号、災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入についてと、議案第35号、災害対策用備蓄物資（水）の購入についてですが、この三つの議案は関連しているために、一括で執行機関から説明を求めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、執行機関の説明を求めます。

○武笠契約課長 災害対策用備蓄物資の購入について、政策経営部資料4から6を一括してご説明をさせていただきます。

災害対策用備蓄物資について、賞味期限、使用期限が近くなったものについて、入替えを行うものでございます。

初めに、資料4、食料の購入でございます。今回は、アルファ化米などを購入いたしました。

契約方法は、公募制指名競争入札。入札参加資格は、裏面に記載しております。恐れ入りますがご覧ください。

登録業種は、警察・消防・防災用品、本店又は支店等が区内にあることなどを要件としております。

恐れ入りますが、表面にお戻りいただきまして、入札の結果、5,442万9,667円で、落札者となった株式会社清水商会東京支店を契約の相手方として予定しております。

なお、ライスクッキーに含まれるショートニングについて、資料要求を頂いております。参考資料として、ショートニングに含まれるトランス脂肪酸に関する厚生労働省のQ&Aをおつけしております。参考資料のほうをご確認ください。

本資料によりますと、WHOは、トランス脂肪酸の摂取を総エネルギー量――あ、失礼しました。総エネルギー摂取量の1%未満に抑えるよう提示しているため、国によっては

規制が行われていますが、日本人のトランス脂肪酸摂取量は、平均で総エネルギーの0.3%であり、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられている、とのことでした。

今回購入したライスクッキーに含まれるショートニングは、100グラム中0.05グラムと、ごく微量で、安心して召し上がっていただけます。引き続き、仕様書の例示品に留意するなど、区民の健康に配慮した調達に努めてまいります。

続きまして、資料5、衛生用品の購入でございます。今回は、携帯トイレ、紙おむつなどを購入いたしました。

契約方法は、公募制指名競争入札。入札参加資格要件は、裏面でございますが、食料と同様でございます。

入札の結果、3,453万9,670円で、落札者となった株式会社渡辺武商店を契約の相手方として予定しております。

続きまして、資料6、水の購入でございます。

10年保存できるミネラルウォーター500ミリリットルを購入いたしました。

契約方法は、公募制指名競争入札。入札参加資格要件は裏面でございますが、食料、衛生用品と同様でございます。

入札の結果、2,267万6,760円で、落札者となった有限会社三章堂を契約の相手方として予定しております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小林委員長 はい。これこそ、先に聞いておきます。この業者は、千代田区で協力会はございますか。それと、防災なんで、防災を改めて防災協定等は結んでいますか。もし結んでいたとしたら、優遇措置が、前、ありましたけども、それは今回、適用されていますか。

○山下災害対策・危機管理課長 今回の契約の企業とは、協力会等、一切、協力会等はありませんで、協定等も一切結んでございません。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。質疑がある方。

○米田委員 入札参加資格なんですけど、千代田に本店又は支店ありと。で、いろいろルールがあります。で、今回のこの入札、いつも災害備蓄物資、よくあるパターンなんですけど、大体、参加されているのが、この並んでいる会社と。これ以外の会社というのは、なかなか手が挙がらないんですか。挙がらない理由等があれば、教えていただければと思います。

○武笠契約課長 登録のある業者は、この、今回、手を挙げていただいているところ以外にも多数ございますけれども、結果として、いつもの、これまでも実績のあるような業者の手挙げにとどまったというところがございます。

○米田委員 参加できない理由みたいなのは、契約課ではどのように考えているかというか。なぜ手が挙がらないかというのをどのように分析しているかというのがあれば、お答えいただきたい。

○武笠契約課長 なかなか手が挙がらない理由は難しいところではございますが、ただ物品を納めていただくだけではなく、それぞれの備蓄倉庫のほうに納入していただくまでの一連の流れでの契約となってございますので、配送までができる業者となると、ある程度

限られてしまうのかなというふうに考えてございます。

○米田委員 そうであれば、配送というのは基本的にどこかにお願いされています。私も商社にいましたんで、で、お願いされるんで、そういった方法とか、こういう形ですよというのはもう明示していくというのが、僕はもう大事かなと思います。

あと、防災事業者、結構千代田区、数あると思うんですよね。例えば大きなところが取ると、そこから仕事をもらっているから、例えば参加できなくなっているような雰囲気があれば、よくないことだと思うんで、そういった点もちょっと考えていただく、これが今後大事になってくると思うんですけど、いかがですか。

○武笠契約課長 配送についての明示など、大切なことだと、ご指摘のとおりだと思います。現在も仕様書の中で、配送作業などについても記載はさせていただいているところがございますけれども、より分かりやすいような記載については、引き続き工夫をしてみたいと思います。

また、業者間の関係につきましても、区内の登録業者数、大体60社ほどございますので、より多くの業者に手を挙げていただけるように、その関係性について、ちょっとこちらで何か指定できるところではございませんけれども、仕様の中でできる仕事というのを明確化する工夫をもって、より多くの業者にも参加いただけるような努力をしてみたいと考えます。

○米田委員 この参加される、今、入札に参加されているところが変なことをやっているとは全然ないんですけど、やっぱり毎回、この業者ばかりに集中しているんで、そういうことを思われないようにしっかりやっていくのが、僕は契約課の務めだと思うんですけど、最後その点を聞いて、終わります。

○武笠契約課長 ご指摘いただきましたとおり、疑義を持たれないような契約の在り方というのはとても大切であると、私どもも認識してございます。決してそういった疑いが持たれないような入札、契約というのを行うべく、引き続き努力をしてみたいです。

○小林委員長 はい。

副委員長。

○田中副委員長 こちらの三つの災害対策用備蓄物資の入札に関して、最低制限価格というのはあったんでしょうか。

○武笠契約課長 今回については、ございません。一般的に物品につきましては、最低制限価格を設けてございません。

○小林委員長 よろしいですか。

○田中副委員長 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○小野委員 今回、使用期限、賞味期限が近づいているものが入替えになるかと思うんですけども、毎度いろんな質問がある中で、この期限が近づいている現在の備蓄品の活用についてなんですけれども、区内で活用されているものもあれば、区内ではなくて、どこかの団体に寄附をするですとかいろんな方法があると思います。

今、最も活用されている割合というんですかね、例えば区内で何%ぐらい活用していますとかというのがもし分かれば、教えていただけますか。

○山下災害対策・危機管理課長 申し訳ございません。区内で何%再活用されているなど

といったデータは、特に、現在ございませんが、災害対策用の備蓄物資の再活用につきましては、支援業務を委託しております、二つの事業者が全国的に再活用の物資を送っておるところでございます。

で、その再活用の物資提供先といたしましては、全国の福祉施設であったり、子ども食堂であったり、社会福祉協議会、自治会等に送付しているものでございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。これだけの数を割り振るのはすごく大変なので、当然、どちらかの会社が入られるのかなとは思いますが。

で、実際に再活用をされているということで、廃棄しているものはないというふうに理解をいたしました。衛生用品なんかについては、意外と区内の中で、町会の何かの会合のときにお配りになったりとかということも、少しだけ知ってはいるんですけども、もう少し区内での活用というの、再活用ですね、というの、検討してみたいかかかなと思うんですけど。こういう備蓄品の入替えというのは、必ず一定のサイクルで来るものなので、今、外出しているものプラスアルファで、もうちょっと区内での再活用と、少しご検討いただければと思いますけれども、いかがでしょう。

○山下災害対策・危機管理課長 委員ご指摘のとおり、なるべく区内での再活用というのは意識しておるところでございます。とりわけ、例えばですけども、おむつにつきましては、昨年のベビーキッズ防災講座などで配布したんですが、非常に好評を得ましたので、そういったイベント等を中心に、災害対策・危機管理課が区民の皆様にご配りできればと考えております。

○小林委員長 ちなみに、これを入れ替えて残ったときに全部処理できるんですか。捨てちゃうものはあるんですか。廃棄するものはあるんですか。全部あげられるんですか。特に食品とか、こういう衛生用品の。

○山下災害対策・危機管理課長 再活用につきましては、先ほど申し上げたような再活用の支援事業者に対して、もう全てを再活用に回すという前提で引き取っていただいておりますので、その後の廃棄については、可能性としてはございますが、現状だとかなり低いと考えております。

また、おむつとか携帯トイレ等々の衛生用品につきましては、なるべく区内での再活用を行っているところでございます。特におむつについては、個数もそこまで多くないので、区民の方への再活用としての配布で、全て片がつくと考えております。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 購入品目、アルファ化米とか、主菜の牛肉、魚、野菜とありますけども、これは同じメーカー、ブランドということでの競争でよろしいんですか。

○小林委員長 休憩します。

午前 11 時 15 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○小林委員長 委員会、再開します。

答弁をお願いします。契約課長。

○武笠契約課長 仕様の中で、それぞれ例示品を数種類お示ししまして、同等品以上のものも可としてございます。ですので、偏った品で入札を行っているということではございません。

○小林委員長 入山委員。

○入山委員 それでは、じゃあ、安全性とかそういうのは全て確認を取れているという認識でよろしいということですよ。

○武笠契約課長 はい。そのように認識してございます。

○入山委員 もう一つだけ。水なんですけども、こちら500ミリリットルということで、去年でしたか、もう少し大きい容量のものを購入するという話もあったと思うんですけど、それはどうなっているんでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 やはり500ミリリットルという数量のほうが飲み切りやすいということで、衛生的にも優れているものと考えておりますので、災害対策・危機管理課といたしましては、500ミリリットルの最低単位でミネラルウォーターの購入を進めていきたいと考えております。

○小林委員長 よろしいですか。

○入山委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 再開発支援事業者は2者あるというお話だったんですけども、具体的に…

…

○小林委員長 えっ、何、何、何。もう一度。

○のざわ委員 再開発支援事業者は2者ある……

○小林委員長 再。（「再活用」と呼ぶ者あり）

○のざわ委員 再活用支援事業者の方は2者あるというお話だったんですが、具体的に、可能であれば、どちらとどちらかと教えていただけますか。

○小林委員長 えっ。

課長。

○山下災害対策・危機管理課長 1者が、公益社団法人日本非常食推進機構というところでございます。そして、もう1者が、すみません、食品ロス・リボンセンターというところでございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 えっ、質疑はないの。はい。

ほかにございますか。

ちょっと一つね、これ、ローリング、いつもするじゃない。水なんかはいいんだけど、例えばクッキー、ライスクッキーだとか、お米だとか、肉とか魚とか野菜とか、これ、ローリングしちゃうじゃない。と、優れているからするんだと思うんだけど、魚だっていろいろな種類があるでしょ。今、一つのレベルでさっき言ったけど。同等とか言って。で、これ、前にちょっと議論があったんだけど、実際に食べてみようとか、大学生の方に来てもらったり、若い人に来てもらったり、防災備蓄を入れ替えるときに食べてもらって、これおいしいねとか、どこかのところを持ってきて、こういうのがいいんじゃないかというところ、どこかで、これずっと同じものでいいのかというのをもあるし、進んでいるものも出てきていたりするんで。切り替えるときって、これ、次、切り替えないと、また5年で切り替える、何年で切り替えるとなっていっちゃうんで、そういうところというのは、こういう、買ったのはいいんだけど、処理するときに何か、こう、次の新しいものとか、

優れたものが出てきているはずなので、その辺も検討したりするんでしょうかというのをちょっと聞いておきたいんですが。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。委員長おっしゃるとおり、一度買ったものを5年ごとにひたすら買い続けるというのは、ちょっと、災害対策の物資につきましては、非常に日進月歩、いろんな技術が進んでおるといところがございますので、非常によろしくないかと考えております。

基本的には、やはり多くの皆様があまり好みといいますか、嗜好にあまり差のないようなものであったり、あと、備蓄において保管場所をそこまで取らないものであったり、また、栄養成分ですね、カロリーであったり、たんぱく質であったりが所定の数値を超えているとか。それと、もちろん味とかもございしますが、様々な要素がございしますが、そういったところ、いろんなところを勘案して決めていきたいと考えております。

○小林委員長 はい。ですよね。乾パンがライスクッキーに変わったりしているわけなので、その時代時代に合わせて変わっていかざるを得ないと思うんで、その辺は検討方お願いします。はい。

それでは、ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。質疑を終了いたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、採決につきましては、1件ずつ行いますので、よろしくお願います。

まず、議案第33号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入についての討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略。はい。

これより採決いたします。

ただいまの出席者は全員です。

議案第33号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第33号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号、災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入についての、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第34号、災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第34号は可決すべきものと決定いたしました。

た。

次に、議案第35号、災害対策用備蓄物資（水）の購入についての、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第35号、災害対策用備蓄物資（水）の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第35号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第33号、34号、35号の審査を終了いたします。

続きまして、議案第36号、防災行政無線操作卓等の購入についての審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○武笠契約課長 防災行政無線操作卓等の購入について、政策経営部資料7に基づきご説明いたします。平成27年度に購入した防災行政無線の操作するためのパソコン及び周辺機器について、更新を行うものでございます。

契約方法は、公募制指名競争入札。入札参加資格は、裏面に記載してございます。

登録業種は、通信用機械器具類。本店又は支店等が東京23区内にあることなどを要件としております。

入札の結果、2,828万7,600円で落札した田中電気株式会社を、契約の相手方として予定しております。

なお、操作卓がどのようなものか分かる資料要求を頂いておりました。参考資料として、対象機器・構成の概要をおつけしてございます。

今回更新する機器は、中央の赤枠で囲んだものになります。情報を受けて放送を配信するために必要な機器・機能となっております。パソコン、ディスプレイ、サイレンを制御する機能、監視する機能、複数メディア通報連携機能などとなっております。

ご説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

○大坂委員 防災行政無線の操作卓の更新ということで、今、説明があったとおり、平成27年に防災行政無線、デジタル化をした際に、恐らく一括して、その当時は3億円を超えるような更新だったと思うんですけども。その中で、今回この液晶ですとか、操作するシステムなんですかね、今回は。を入れるのに、（発言する者あり）写真で今、参考資料を頂いたんですけども、単純にこれが2,800万円になるというところを、もう少し詳しく説明いただけるとありがたいです。

○山下災害対策・危機管理課長 まず操作卓等の説明ですが、真ん中に赤枠の写真が三つございます。一番左が、予約や手動の放送をする際の放送の操作パソコンでございまして、真ん中には、放送内容を管理・調整する処理部のパソコン、そして、一番右が、これら複数のメディアを連携機能するソフトウェアとして一体化させるための機能を持つ部分とな

っております。

そして、これらの三つの操作卓等々をまとめてございますが、機器としては、11品目にも及び機器でございます。そして、Jアラート等が入ったときは、真ん中の機器から自動放送の設定がなされておりますが、予約、手動放送につきましては、左の放送操作PCを使っての放送等を行います。そして、屋外スピーカー約85か所ですか。こちらに、自動的に、適正な音量で、同じ内容をコントロールしながら発信するというので、やはり、かなり専門性が高いといえますか、そういった機器になっておりますので、それなりに高価な価格となっておりますというふうに理解しております。

○大坂委員 高くなるのは分かるんですけども、やはり、ちょっと、ぱっと見たときに、そこまでハードウェア自体が高くなるのかなというのが素朴な疑問としてあったもので、説明を求めたんですけども。恐らく、中に入っているソフトウェアですとか、そういったもののライセンス等々にも、それなりの経費とか費用が上乗せされているんじゃないのかなというふうに推察はするんですが。

要は、何が言いたいかというと、今、この数年間、防災行政無線自体が、なかなか聞き取りづらいという議論がなされていて、抜本的な改革というか、その更新をしていただきたいというのが、我々からの要望の一つでもあるんですね。で、今回、約10年前に更新したものの、操作盤だけが更新されるということになると、この防災行政無線システム自体が、今後も今の状況のまま、また向こう10年なのか、20年なのか、変わらない状態に進んでいくことにはなるんだと思うんですけども、その辺の議論というか、切り分けというか、考え方というのはどうなっているのかというのが、1点聞きたかったところなんですけれども、いかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 委員おっしゃるとおり、千代田区の地域特性、千代田区以外でも、やはり防災行政無線については、聞きづらいという意見、様々頂いておるところでございます。そして、今回のシステムの入替えて、防災行政無線で放送した内容のテキストを、防災ポータルサイトや防災アプリ、現在構築中の総合防災情報システムの、システム上のサイトやアプリに自動表示するシステムを、今回追加しておるところでございますので、聞きづらいという点につきましては、そういったところでカバーを進めていきたいと考えております。

○大坂委員 今、防災ポータルサイトの件もお話がありましたけれども、今年の一つの目玉ですよ。そこのポータルサイトが構築されるというところで、で、具体的にどんな仕組みになっていくのかというのは、まだまだ我々のほうに明らかにされていない中で、今回、ここの連携の部分が一つは明らかになったというところではあるんですけども。もっと全体的に仕組みができてから、高度な連携といったものも考えられたのかなというのはあるんですが、その行政無線で発出したものをそのままテキストとしてやるだけなのか、それとも、ポータルサイトで様々な情報が処理できる中で、それを連携して防災行政無線に反映させたりだとか、そういった高度なことというのはあまり考えていなかったということよろしいんですかね。

○山下災害対策・危機管理課長 大坂委員がご指摘いただいた、総合防災情報、じゃないですね、総合——総合防災情報システムで収集した情報を自動的に防災無線に流すような仕組みは、現在、想定してございません。サイレン自体、屋外にある85か所からあるサ



イレン自体が、令和12年まで使用期限がございますので、それまでの中で、そこまで使える中で、現在、この操作の部分のパソコンの——と、パソコンがもう補償対象外となっております。システムの部分で利用に支障を来しては、ちょっとまずいということで、今回システムのみ更新となっております。

○中田行政管理担当部長 補足して、すみません、先ほどの質問にお答えさせていただきます。

大坂委員のほうから、以前から防災無線が聞きにくいということでお話のほうを頂いておりました。今回の改善では、特に、なかなか音質の変更というのは難しいんですけども、実は令和4年から5年にかけて、放送音声を全て女性の音声ということで入替えをしております。そうしたところ、聞き取りにくいですとかうるさいといったようなご意見、お問い合わせのほうが増減をしております。今後予定をしておりますシステム全体の更新に向けて、さらなる改善なども進めていきたいと思っております。

○大坂委員 はい。期待しています。

で、今、令和12年までが使えるよというところだったので、あと残り6年後には、抜本的な形で全体のシステムが入れ替わるというような認識でよろしいのでしょうか。で、そのために、これから様々な議論を積み重ねていくということで、よろしいでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。令和12年には、もう放送システム、スピーカーを含めて全ての入替えを予定しておりますので、その際には、より音質のいいものであったり、より使いやすいものであったり、そういったものを検討してまいりたいと思います。

○大坂委員 その際には、デジタルサイネージの活用等も含めて、幅広くこれから検討していただければと思います。

もう一点、ちょっと契約の観点から確認なんですけれども、平成27年のときのデジタル化をしたときの入札が、多数の会社が手を挙げたにもかかわらず、1者だけが入札をして辞退という形で、今回、入札、落札した会社さんが、そのときも入札していると思います。で、そのこと自体が、いい悪いという話ではなくて、恐らくこれって3億円以上もする防災行政無線のシステムを、その会社が1個、どんと入れたと。で、その中でシステムを様々運用していく中で、操作卓とか、ソフトウェアだけを更新するに当たって、やっぱり既存の入れた、最初に入れた会社が応札するのが普通だよなというようなイメージがあって、そうした中で、今回1者しか、やはり応札していなかったというところを考えると、これ、入札にする必要があったのかなと。そもそも、（発言する者あり）随意契約なのか、もっと綿密にその辺は情報共有しながら、よりよいものを安くというか、運用の中でやっていくことができなかったのかという疑問はあるんですけども、これについては、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○武笠契約課長 防災行政無線につきましては、他の自治体でも行っておりますところで、全ての防災行政無線を今回の落札業者が請け負っているわけではないというところから、ここでしかできない、必ずしもここでないとできないという理由には該当しないと、契約課としては考えてございます。

こちら、今回の入札参加資格要件といたしました通信用機械器具類の登録業者数は、区内の登録業者数だけでも56社ございますので、ここしかできないという内容ではないこ

とを踏まえまして、今回も入札に付したものでございます。

○小林委員長 はい。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第36号、防災行政無線操作卓等の購入について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 はい。賛成全員でございます。よって、議案第36号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第36号の審査を終わり、日程1、議案審査を全て終了いたします。

区長におかれましては、長時間ありがとうございました。

区長退室のため、休憩します。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○小林委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程2、報告事項に入ります。政策経営部（1）令和5年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、理事者から説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、資料8をご覧ください。繰越明許費に係る繰越計算書をお示ししております。裏面につきましては、その節別の詳細についてお示ししております。

繰越明許費につきましては、第1回定例会でご議決を頂いております。その内容につきまして、5月31日までに、実際に繰り越した額が幾らになったのかというのを明確に定めまして、その内容を直近の定例会に報告するというので、先日、本会議では、副区長よりご報告しておりますけれども、その内容について、詳細について資料でお示ししているものでございます。

一部の事業につきましては、3月31日まで事業を実施して、実施する必要があった関係から、実際には、繰越明許費で定めたものから執行できているものもございまして。そのため、予算繰越明許の額と実際に繰り越した額については、低所得給付金ですとか、コロナウイルスですとか、外神田住宅とかという部分につきましては、実際には執行できている部分もあり、繰り越した額につきましては減っている状況でございます。

説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様からの質疑を受けます。質問を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（1）令和5年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについての質疑を終了いたします。

次に、（２）令和５年度千代田区債権管理条例の運用状況について、理事者から説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、令和５年度千代田区債権管理条例の運用状況につきまして、政策経営部資料９に基づきご報告させていただきます。

千代田区債権管理条例につきましては、昨年第４回定例会でご議決いただき、１２月１３日に条例を施行し、運用を開始しているところです。

本年３月１１日の当委員会において、今回と同様に債権管理の運用状況ということで、債権放棄の途中経過をご報告さしあげましたが、５月末で昨年度分の数値が確定いたしましたので、今回改めて確定版の数値をご報告させていただきます。資料をご覧ください。

１の債権放棄についてですが、条例第７条の規定に基づき、昨年度、令和５年度に放棄した債権となります。条例に基づく令和５年度分の債権放棄につきましては、１０債権で、７８件、金額は合計で６９５万１,７６２円となっております。詳細は別紙のほうをご覧ください。

表自体は、本年３月１１日に途中経過としてご報告したものと同じものですが、表中の数値につきましては、確定した通知に更新しております。表につきましては、債権所管課と債権名、放棄理由とその件数及び金額を記載しております。詳細の内訳につきましては記載のとおりとなりますので、後ほどご確認いただければと思います。

資料にお戻りいただいて、項番２の公表についてですが、今回ご報告させていただいた内容につきまして、今回の報告の後に、区のホームページで公表していきたいというふうに考えております。

簡単ですが、ご報告は以上になります。

○小林委員長 はい。報告が終わり――説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○永田委員 以前質問いただいているのかもしれないですけど、この金額が多い賄収入という、こども園と小学校、あ、こども園と幼稚園か。これ、こういったものなんでしょうか。

○小林財産管理担当課長 賄収入につきましては、幼稚園、こども園で保育料と合わせて徴収していた給食費相当分という形になっております。令和元年度からの幼稚園教育無償化を受けまして、基本的には今後は発生しない債権という形になっております。

○永田委員 はい。

○小林委員長 いいですか。

ほかにございますか。

○秋谷委員 前に聞いたやつなんですけれども、死亡した場合、これはもうここまでなんですよね。相続人という。

○小林財産管理担当課長 債権者死亡の場合につきましては、相続人等を調査する形にはなると思うんですけども、例えば債権放棄でありますとか、相続人が不在という形には、という場合には、ここまでという形になるかと思えます。

○秋谷委員 じゃあ、相続人がいる場合は、徴収見込みはあるとあって、まだ追っかける形になる。

○小林財産管理担当課長 ご指摘のとおり、相続人がいる場合には、相続人と接触して、

そちらから回収するような形になろうかと思えます。

○秋谷委員 いいです。

○小林委員長 ほかにございますか。

○米田委員 これだけの件数があったということで理解しました。ただ、消滅時効の期間経過とか、こういった部分は、しっかり、どのような手順手順を踏んでやったかというのは、僕は非常に重要かと思っております。手順に当然のっとしてやったと思うんですけど、どういった手順を至ったかというのは、簡単にお示しいただけますか。

○小林財産管理担当課長 まずは、所管課のほうで督促するなり納付相談をするなりといった債権の回収について、徴収努力を尽くしているものというふうに考えております。

で、今回の債権管理条例に基づく債権放棄につきましては、放棄前に、所管課のほうから私ども財産管理のほうに、まずご相談いただいて、そこで内容を精査しまして、十分に回収努力を行ったかとか、適正な債権管理を行ってきたかとか、そういったことはチェックしております。

また、そういった上で、やむを得ない場合には債権放棄という形になるという手順になります。で、また、起案で意思決定を行っておりますけれども、その際にも、私どもの財産管理のほうを通すことになっておりますので、そこでもチェックして、こういった中で、場合によっては、さらなる徴収努力を求めたりとか、あるいは引き続きしっかり徴収していきなさいというようなことも指示していますし、そういった中で、我々どもとしては、しっかりチェック機能を果たしていきたいというふうには考えているところです。

○米田委員 その機能が物すごく大事で、前にも質問させていただいて答弁いただいておりますけど、やっぱり審査、もう一回、他団体に回して、国税だと、そこに回すと7割がもう一回徴収努力しなさいと帰ってくるぐらいですから、そういった厳しい手順手順、今後しっかりやっていていただきたいなと思っております。

で、これも前に言いましたけど、債権がなくなったとしても、不納欠損の場合なんかは1年、2年、3年、ここでまた出てくる場合がありますんで、そういった対応も、税の公平上しっかりやっていかないといけないと思えますんで、この辺も含めてしっかりやっていただきたいなと思えますけど、いかがですか。

○小林財産管理担当課長 先ほど申したとおり、放棄前にも私どもにちゃんと相談に来るように周知徹底しているところですし、我々どもとしても、その十分な回収努力を行ったかとか、そういった面もしっかりチェックして、おっしゃるとおり、税の公平性とか、負担の平等とかという形もありますので、この辺に十分留意した上で、チェック機能をしっかり果たしてまいりたいというふうに考えております。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○のざわ委員 今、米田委員がお話ししたことと、非常に同じかもしれませんが、前回、平成5年ですか、住民税非課税、均等割の方が約4,500世帯。それで、今回、令和6年度一般会計補正予算の中で、新たに千代田区の低所得者世帯に対する価格高騰特別支援給付金の対象の方が、令和6年でこの住民税非課税、均等割に該当される方が1,000世帯増えているというお話が前回ありまして、それで、これから円高、円安、物価高が重なる中で、かなりこの債権の対象になる方が増えるんじゃないかなと思ひまして、一生懸

命頑張りますというお話が今あったんですけど、この、今、住民税非課税、均等割の方が増える中で、特にこの債権放棄になりそうな方々の対象の債権というのはどこら辺だと思われて、それに対してどういう対策をされるのかなというのを、もしありましたら教えてください。

○小林財産管理担当課長 福祉につなげるような状態、住民税非課税世帯のような低所得の方で、福祉につなげるような案件につきましては、条例の審査のときにも様々にご意見を伺った点なのかなというふうに思っております。

条例施行からまだそれほど期間が経過しておりませんので、実績としてそういったものはないんですけども、これまでの債権所管課との連絡会等においても、周知しているところでもありますし、引き続きマニュアルとか、条例の逐条解説などでも、そういう福祉につなげるような案件につきましては手厚く対応をしていくということはどうなっているところですので、その辺も踏まえて対応していきたいというふうに考えているところです。

○のざわ委員 大変だと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（２）令和５年度千代田区債権管理条例の運用状況についての質疑は終了し、日程２、報告事項を終了いたします。

次に入ります。日程３、その他。委員の方からございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 執行機関、何かございますか。

○菊池文化振興課長 それでは、本日、ホームページにて公開いたしましたちよだアートスクエア第３期運営事業者の選定結果について、口頭でご報告いたします。

ちよだアートスクエアの運営事業者につきましては、昨年度、選定手続を進めてきたところでございますが、いずれの団体も基準点を満たさず、不採用となったところでございます。改めまして、本年度、再公募の手続を行いまして、今般６月１９日に採用内定者を決定いたしました。

採用内定者の名称は、株式会社ＪＴＢコミュニケーションデザインです。なお、詳細につきましては、次回の当委員会にてご報告いたします。

説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

次に何かございますか、執行機関。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ６月１１日の当委員会におきまして、７月１３日から１６日に行われます納涼民踊の集いはみたままつりと同様開催されるため、警備体制がどうなっているのか調べて報告するようにとのお話を頂きました。そこで、靖国神社にお伺いして確認をしてみいましたので、口頭にてご報告いたします。

まず、靖国神社では境内の警備を民間警備会社に委託しておりますが、みたままつりの期間中は特に重点的に警備を行うため、警備テントを大村益次郎銅像付近の広場に設置し、

警備員を待機させるとともに、巡回警備も行っているとのこと。また、神社側でも警備会社とトランシーバーで情報共有を行うなど、境内の警備状況を把握しており、警察、消防とも連絡を取れる体制になっているとのことでございます。

納涼民踊の集いの会場も境内の一部であるために、警備の対象ではありますが、なかなかその踊りの輪の中に入っていくところまでは、ちょっと難しいと。ただ、何かありましたら、テント内の警備員に伝えてもらえれば、できるだけの対応はしていただけるとのことでした。納涼民踊の集いの開催に当たりましては、会場をお借りする靖国神社さんと密に連絡を取りながら、安全・安心に開催できるよう適切に対応してまいります。

以上です。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。何かございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

その他はよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時49分閉会